

第 19 期 決 算 公 告

2019年6月27日

大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社 関 西 み ら い 銀 行
(旧 株式会社 近 畿 大 阪 銀 行)
代表取締役社長 菅 哲 哉

貸 借 対 照 表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	384,125	預 金	3,309,958
現 金	32,995	当 座 預 金	187,123
預 け 金	351,130	普 通 預 金	1,918,836
買 入 金 銭 債 権	2,529	貯 蓄 預 金	19,013
有 価 証 券	645,709	通 知 預 金	3,107
国 債	111,919	定 期 預 金	1,159,122
地 方 債	53,371	そ の 他 の 預 金	22,754
社 債	411,198	譲 渡 性 預 金	55,500
株 式	15,037	借 用 金	8,400
そ の 他 の 証 券	54,182	借 入 金	8,400
貸 出 金	2,456,957	外 国 為 替	56
割 引 手 形	19,581	売 渡 外 国 為 替	7
手 形 貸 付	36,912	未 払 外 国 為 替	48
証 書 貸 付	2,243,632	そ の 他 負 債	19,441
当 座 貸 越	156,830	未 決 済 為 替 借	0
外 国 為 替	5,967	未 払 法 人 税 等	473
外 国 他 店 預 け	4,831	未 払 費 用	3,987
買 入 外 国 為 替	463	前 受 収 益	1,025
取 立 外 国 為 替	672	金 融 派 生 商 品	46
そ の 他 資 産	29,106	リ ー ス 債 務	673
前 払 費 用	306	資 産 除 去 債 務	263
未 収 収 益	2,439	そ の 他 の 負 債	12,970
金 融 派 生 商 品	122	賞 与 引 当 金	1,674
そ の 他 の 資 産	26,237	そ の 他 の 引 当 金	4,922
有 形 固 定 資 産	29,287	支 払 承 諾	9,562
建 物	9,882		
土 地	17,784	負 債 の 部 合 計	3,409,515
リ ー ス 資 産	645	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	3	資 本 金	38,971
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	970	資 本 剰 余 金	55,439
無 形 固 定 資 産	326	資 本 準 備 金	38,971
ソ フ ト ウ ェ ア	56	そ の 他 資 本 剰 余 金	16,467
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	270	利 益 剰 余 金	53,568
前 払 年 金 費 用	5,169	そ の 他 利 益 剰 余 金	53,568
繰 延 税 金 資 産	3,640	繰 越 利 益 剰 余 金	53,568
支 払 承 諾 見 返	9,562	株 主 資 本 合 計	147,979
貸 倒 引 当 金	△ 9,134	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,753
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,753
資 産 の 部 合 計	3,563,248	純 資 産 の 部 合 計	153,733
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,563,248

損益計算書

(2018年 4月 1日 から
2019年 3月31日 まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		52,072
資 金 運 用 収 益	30,359	
貸 出 金 利 息	25,850	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	4,166	
コ ー ル ロ ー ン 利 息	△ 2	
預 け 金 利 息	270	
そ の 他 の 受 入 利 息	73	
役 務 取 引 等 収 益	16,672	
受 入 為 替 手 数 料	2,981	
そ の 他 の 役 務 収 益	13,691	
そ の 他 業 務 収 益	1,779	
外 国 為 替 売 買 益	404	
国 債 等 債 券 売 却 益	1,375	
そ の 他 経 常 収 益	3,260	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	1,843	
償 却 債 権 取 立 益	440	
株 式 等 売 却 益	412	
そ の 他 の 経 常 収 益	563	
経 常 費 用		48,268
資 金 調 達 費 用	922	
預 金 利 息	915	
譲 渡 性 預 金 利 息	14	
コ ー ル マ ネ ー 利 息	△ 33	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	2	
そ の 他 の 支 払 利 息	24	
役 務 取 引 等 費 用	6,190	
支 払 為 替 手 数 料	664	
そ の 他 の 役 務 費 用	5,526	
そ の 他 業 務 費 用	220	
国 債 等 債 券 売 却 損	34	
国 債 等 債 券 償 却	186	
営 業 経 費 用	37,575	
そ の 他 経 常 費 用	3,360	
貸 出 金 償 却	1,315	
株 式 等 売 却 損	66	
株 式 等 償 却	0	
そ の 他 の 経 常 費 用	1,977	
経 常 利 益		3,803
特 別 利 益		187
固 定 資 産 処 分 益	187	
特 別 損 失		97
固 定 資 産 処 分 損	89	
減 損 損 失	7	
税 引 前 当 期 純 利 益		3,892
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	366	
法 人 税 等 調 整 額	1,128	
法 人 税 等 合 計		1,494
当 期 純 利 益		2,398

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち株式については決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～50年
その他	2年～20年
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者、及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,870百万円であります。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	発生年度に一括して損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) その他の引当金

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりであります。

預金払戻損失引当金 3,778 百万円

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

信用保証協会負担金引当金 695 百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり、計上しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

8. 連結納税制度の適用

当社は、株式会社りそなホールディングスを連結親法人とする連結納税制度を適用しておりましたが、2018年4月1日に経営統合に伴う株式交換の効力が発生したことに伴い、連結納税制度の適用要件を満たさなくなったことより、同社を連結親法人とする連結納税から離脱しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 2,216 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 885 百万円、延滞債権額は 37,846 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 57 百万円であります。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 7,506 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 46,295 百万円であります。
なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 2002 年 2 月 13 日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 20,054 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	83,829 百万円
貸出金	15,121 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	1,897 百万円
借入金	8,400 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 6,000 百万円、有価証券 11,343 百万円及びその他資産 15,042 百万円を差し入れております。
また、その他の資産には金融商品等差入担保金 530 百万円及び敷金保証金 1,016 百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、381,562 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 358,666 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 21,330 百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 9,794 百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当社の保証債務の額は 46,276 百万円あります。
12. 関係会社に対する金銭債権総額 713 百万円
13. 関係会社に対する金銭債務総額 29,923 百万円
14. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は 10.17%であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益	
資金運用取引に係る収益総額	2 百万円
役務取引等に係る収益総額	1 百万円

関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	12 百万円
役務取引等に係る費用総額	1,197 百万円
その他の取引に係る費用総額	655 百万円

関係会社とのその他の取引	
代位弁済額	2,029 百万円

2. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。

子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	近畿大阪信用保証株式会社	直接 100%	保証委託関係 預金取引関係 役員の兼任	住宅ローン等に係る被保証	990,186	—	—
				保証料	1,197	未払費用	53
				代位弁済	2,029	—	—

- (注) 1. 住宅ローン等に係る被保証の取引金額は、当事業年度末の被保証残高を記載しております。
2. 住宅ローン等に係る被保証の保証条件は、信用リスク等を勘案し、每期交渉の上決定しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、銀行持株会社である株式会社関西みらいフィナンシャルグループの傘下銀行として、真にお客さまに役立つ金融サービス業を目指し、様々な金融商品をお客さまのニーズに沿ってご提供させて頂いております。また自社の収益性向上、健全性確保の両面から、金融商品をリスクテイク、リスクコントロール等に幅広く活用しております。

具体的には、個人、法人等の様々なお客さまに対し、貸出、ローン、私募債引受け、保証等の与信業務を通じて、お客さまの資金ニーズに適切にお応えしております。

また、安定的な資金運用を目的とした国債等の債券、お客さまとの関係強化を目的とした株式等様々な有価証券を保有、運用しております。

近年、高度化・多様化しているお客さまのニーズに適切にお応えするため、為替関連のデリバティブ商品をご提供しております。

また、これらの業務を行うため、当社は預金の受入れ、及びインターバンク市場を通じた資金調達等、金融商品による調達を行っております。

当社では、上記資金運用及び資金調達活動により生じる長短金利バランスのギャップや、金利変動リスクに対応しつつ、部門間での採算管理向上を図るため、資産及び負債の統合的管理(ALM)を行っております。その一環として、お客さまのデリバティブ契約に係るカバー取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

①貸出資産の内容及びそのリスク

当社は大阪府を主とした関西圏を主要な営業基盤としており、与信ポートフォリオにおいては、中堅・中小企業向け貸出金や、住宅ローンを中心とした個人向け貸出金が大きな割合を占めております。

これらの貸出金については、与信先の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

②有価証券の内容及びそのリスク

当社で保有している有価証券は、債券、株式、投資信託、投資事業組合出資金であり、これらは純投資や、円滑な資金繰り運営を行うためのほか、事業推進目的等で保有しております。

保有している有価証券には、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により資産・負債の価値またはそこから生み出される収益が変動し損失を被る市場リスク、及び有価証券の発行体の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

③デリバティブ取引の内容及びそのリスク

当社で取り扱っているデリバティブ取引には、金利関連における金利スワップ取引、通貨関連における為替予約取引、債券関連における債券先物取引があります。

お客さまの高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供するうえで、また、当社が晒される様々なリスクをコントロールするうえで、デリバティブ取引は欠かせないものとなっております。

当社では、取引に内在する信用リスクや市場リスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、お客さまのリスクヘッジニーズへの対応、及び金融資産・負債のヘッジ取引の目的でデリバティブ取引を取り扱いしております。

デリバティブ取引に係る信用リスク、及び市場リスクについては、後述(3)①及び②のとおり適切に管理しております。

④金融負債の内容及びそのリスク

当社はお客さまからの預金受入れや、市場からの調達にて資金調達を行っております。

これらは、金融経済環境の変化等により、調達が困難になる流動性リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では銀行持株会社である株式会社関西みらいフィナンシャルグループにおいて制定した「グループリスク管理方針」及び自社の特性を踏まえ、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理の各基本方針を含む「リスク管理の基本方針」を取締役会で制定し、これに基づきリスク管理業務の諸規程を整備する等リスク管理体制を構築しております。

また、各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署によるリスク管理態勢を勘案のうえ、内部監査計画を策定し、監査等を行っております。

①信用リスクの管理

当社における信用リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、営業推進関連部署から独立した信用リスク管理関連部署が与信判断と管理を行う体制となっております。

当社では、信用リスク管理のための組織・体制として、融資会議及び信用リスク管理関連部署(信用リスク管理部署、審査管理部署、問題債権管理部署)を設け、適切な管理体制を構築しております。

融資会議は、信用リスク管理に係る執行部門の決議もしくは協議機関として、与信業務全般に関する重要事項の決議もしくは協議・報告等を行っております。

信用リスク管理部署は信用格付等の規程・手続に関する企画立案、及び審査管理等、信用リスク管理を適切に実施するための体制整備に関する企画立案を行っております。

審査管理部署は、与信先の業績・財務状況、定性面、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行い、与信案件の取上げを行っております。

問題債権管理部署は、問題先の経営状況等を適切に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めたうえで事業再生、整理・回収を行っております。

上記体制のもと、当社では信用リスクのコントロール・削減に向け取り組んでおります。

たとえば、特定先(グループ)に対する与信集中リスクについては、当社の経営に対して重大な影響を及ぼす可能性があることを踏まえて、クレジット・リミット(クレジットシーリング)を設定する等の方法により厳格な管理を行っております。

また、与信ポートフォリオ全体の管理の観点から信用リスクを計測し、限度を設定することにより、信用リスクを一定の範囲内に抑制しております。

② 市場リスクの管理

(i) 市場リスク管理の体制

当社における市場リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、取引実施部署(フロントオフィス)から独立したリスク管理部署(ミドルオフィス)及び事務管理部署(バックオフィス)を設置し相互牽制が働く体制としております。

また、資金・収益・リスク・コスト等の推移・状況を総合的に管理し、それらの対応を協議・報告する会議としてALM委員会を設置しております。

当社は、上記「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に市場リスクを管理するために、「市場リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

また、市場取引の時価評価や、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により損失を被る市場リスクについてはVaR(バリュー・アット・リスク)によるリスク額算出を行うとともに、リスク限度、損失限度、ならびに商品別等の残高限度額等を設定し、その遵守状況を管理しております。加えて、ストレスシナリオに基づく損失額も定期的に算出しております。

限度等の遵守状況を含むリスク額、損益の状況等については、モニタリングのうえ、経営宛報告を行うとともに、リスク管理部署(ミドルオフィス)による取引実施部署(フロントオフィス)に対する適切な牽制を行っております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

当社では、金融商品の保有目的に応じてトレーディング、バンキング、政策投資株式の区分で市場リスクに係るVaRを算出しております。なお、一部の商品のリスク額は、当社の市場リスクに係るリスク額には含めておりませんが、影響が軽微であることを確認しております。

(ア) トレーディング

当社は特定取引勘定を設けておらず、商品有価証券と外国為替ポジションをトレーディング目的と区分しております。

当社では、トレーディング目的で保有する金融商品に関するVaRの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法(保有期間 10 営業日、信頼区間 99%、観測期間 250 営業日)を採用しております。

当期の決算日現在で当社のトレーディング業務のリスク額は 1 百万円であります。

(イ) バンキング

当社において、トレーディング目的で保有する金融商品及び政策投資目的で保有する株式以外の金融商品やその他の資産、負債は、バンキング業務で取り扱っております。

当社では、バンキング業務に関するVaRの算出にあたっては、主にヒストリカル・シミュレーション法(保有期間 20 営業日、信頼区間 99%、観測期間 1,250 営業日)を採用しております。

当期の決算日現在で当社のバンキング業務のリスク額は、全体で 4,841 百万円であります。

(ウ) 政策投資株式

当社において、政策投資目的で保有する株式については、トレーディング業務やバンキング業務と区分してVaRの算出やリスクの管理を行っております。

当社では、政策投資目的で保有する株式に関するVaRは、ヒストリカル・シミュレーション法(保有期間 125 営業日、信頼区間 99%、観測期間 1,250 営業日)を採用し、減損リスクを対象にリスク額を算出しております。

当期の決算日現在で当社の政策投資目的で保有する株式のリスク額は 114 百万円であります。

(エ) 市場リスクのVaRの検証体制等

当社では、VaR算出単位毎にモデルが算出するVaRと実際の時価の変動を比較するバックテストを実施し、リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証する体制としております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク額を計測しているものであり、過去の相場変動から予想される範囲を超える相場変動が発生した場合等においては、VaRを超える時価の変動が発生するリスクがあると認識しております。

③ 流動性リスクの管理

当社における流動性リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署を設置し、相互牽制が働く体制としております。

また、ALM委員会により適時適切にモニタリング・経営宛報告を実施しております。

当社は、「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に流動性リスクを管理するために、「流動性リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

資金繰り運営にあたっては、自社について流動性リスクの状況に係るフェーズ認定(平常時及び3段階の流動性緊急時フェーズで設定)を行い、あらかじめ定めた各フェーズに該当する具体的対応策を適時適切に実施する体制を整備しております。

当社では、自社の規模・特性及び流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク管理指標を設定しモニタリングを実施しております。また必要に応じて、流動性リスク管理指標にガイドラインを設定し管理しております。

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被る市場流動性リスクについても、取扱う市場取引の市場流動性の状況を定期的にモニタリングする等、適切な管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。算定に採用した前提条件の内容については、後述「2 金融商品の時価等に関する事項(注1) 金融商品の時価の算定方法」をご参照下さい。

なお、本件金融商品の時価等には、当社がお客さまに販売した投資信託等の貸借対照表に計上されない取引は含まれておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	384,125	384,125	—
(2) 買入金銭債権	2,529	2,529	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	203,186	207,875	4,689
その他有価証券	437,563	437,563	—
(4) 貸出金	2,456,957		
貸倒引当金(※1)	△9,065		
	2,447,892	2,450,123	2,231
(5) 外国為替(※1)	5,966	5,966	—
資産計	3,481,263	3,488,184	6,920
(1) 預金	3,309,958	3,309,957	△0
(2) 譲渡性預金	55,500	55,500	—
(3) 借入金	8,400	8,400	—
(4) 外国為替	56	56	—
負債計	3,373,914	3,373,913	△0
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	76	76	—
デリバティブ取引計	76	76	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、外国為替に対する個別貸倒引当金は重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、譲渡性預け金は、将来のキャッシュ・フローを割引いて算定した現在価値を時価としております。

(2) 買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書等については、外部業者(ブローカー)から提示された価格や、市場価格に基づく価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額、債券(私募債を除く)は市場価格や外部業者から提示された価格に基づく価額を時価としております。投資信託は、公表されている基準価格や外部業者から提示された価格に基づく価額を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を発行体の信用力を反映した利率で割引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付に基づく区分、残存期間ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、輸出手形(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間(1年以内)であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定してしております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金は、元金合計額と同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定してしております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 外国為替

外国為替は、外国為替関連の短期借入金(外国他店借)、外国送金に伴う他の銀行への未払金(売渡外国為替)、及びお客さまへの未払金(未払外国為替)であります。これらは約定期間が短期間(1年以内)の取引であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は為替先物予約であり、割引現在価値等により算定した価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)有価証券」には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区 分	貸借対照表計上額
① 非上場株式 (*1)	3,812
② 組合出資金 (*2)	1,147
合 計	4,960

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。なお、子会社株式 2,216 百万円を含めております。

(*2) 組合出資金については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2019年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券(2019年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	111,919	114,521	2,601
	地方債	4,557	4,609	51
	社債	85,308	87,351	2,043
	小計	201,785	206,482	4,696
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	1,400	1,393	△7
	小計	1,400	1,393	△7
合計		203,186	207,875	4,689

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2019年3月31日現在)

時価のあるものはありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	2,216

4. その他有価証券(2019年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	11,112	3,582	7,530
	債券	255,920	255,255	664
	地方債	43,259	43,229	30
	社債	212,660	212,026	633
	その他	23,753	22,322	1,430
	小計		290,785	281,160
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	113	132	△19
	債券	117,382	117,434	△52
	地方債	5,553	5,559	△5
	社債	111,829	111,875	△46
	その他	36,807	38,415	△1,607
	小計		154,303	155,983
合計		445,089	437,143	7,945

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,594
その他	1,148
合計	2,743

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	742	412	66
債券	125,322	173	34
国債	48,146	77	—
地方債	5,098	3	—
社債	72,077	91	34
その他	16,101	1,201	0
合計	142,166	1,787	100

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当期における減損処理額は、186百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先:原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先:時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先:時価が取得原価に比べて下落

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	3,809	百万円
有価証券償却	3,681	
固定資産償却	2,937	
税務上の繰越欠損金	2,528	
退職給付引当金	1,661	
その他	3,315	

繰延税金資産小計 17,9350

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 $\Delta 2,461$

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 $\Delta 8,211$

評価性引当額 $\Delta 10,673$

繰延税金資産合計 7,262

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 $\Delta 2,192$

前払年金費用 $\Delta 1,344$

未取配当金 $\Delta 40$

その他 $\Delta 44$

繰延税金負債合計 $\Delta 3,621$

繰延税金資産の純額 3,640 百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計
税務上の繰越欠損金*	679	1,823	0	—	24	—	2,528
評価性引当額	$\Delta 640$	$\Delta 1,820$	—	—	—	—	$\Delta 2,461$
繰延税金資産	39	2	0	—	24	—	66

* 税務上の繰越欠損金は、連結納税制度適用時より繰越している、住民税部分を対象として算出しております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度から適用し、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産	84円13銭
1株当たりの当期純利益	1円31銭

(重要な後発事象)

1. 合併及び商号変更

当社は、株式会社関西アーバン銀行との合併契約書について2019年2月22日の臨時株主総会において承認を得るとともに、2019年3月29日に合併に係る認可を取得したことより、2019年4月1日付で合併し、同日付で商号を株式会社関西みらい銀行に変更しております。この合併は関西みらいフィナンシャルグループとしての経営統合の最大化等を目的としたものであります。

(1) 企業結合の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称:株式会社近畿大阪銀行

事業の内容:銀行業

被結合企業の名称:株式会社関西アーバン銀行

事業の内容:銀行業

② 企業結合日

2019年4月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、株式会社関西アーバン銀行を吸収合併消滅会社とする吸収合併方式

④ 結合後企業の名称

株式会社関西みらい銀行

(注)当社は、2019年4月1日付で上記名称に変更いたしました。

(2) 会計処理の概要

当社及び株式会社関西アーバン銀行は、株式会社関西みらいフィナンシャルグループの完全子会社であり、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等として処理する予定であります。

2. 株式の併合

当社は、2019年2月22日開催の臨時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決され、2019年4月1日に株式併合を実施しました。

(1) 株式併合の目的

当社の発行済株式数1,827,196,574株は、当社と同規模の同業他社と比較して嵩んでいるため、1株当たり純資産並びに当期純利益を同規模の同業他社と同程度の水準にすることを目的として株式併合を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の割合

当社普通株式について、2019年4月1日をもって、2019年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式数20株につき1株の割合で併合しております。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(2019年3月31日現在)	1,827,196,574株
併合により減少する株式数	1,735,836,746株
併合後の発行済株式総数	91,359,828株

④ 併合前の発行可能株式総数

併合前の発行可能株式総数(2019年3月31日現在)	3,200,000,000株
併合後の発行可能株式総数	160,000,000株

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条の規定にかかわらず、処分代金の分配は実施しておりません。

(4) 株式併合の日程

取締役会決議日	2019年2月21日
株主総会決議日	2019年2月22日
株式併合の効力発生日	2019年4月1日

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

本株式併合が当事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の1株当たり情報は以下の通りです。

1株当たりの純資産	1,682円72銭
1株当たりの当期純利益	26円25銭